

あおばケアサービス 訪問介護
訪問介護・緩和した基準による訪問型サービス
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 有限会社 野いちご（以下、「運営法人」という。）が開設するあおばケアサービス 訪問介護（以下、「事業所」という。）が行う訪問介護事業、**緩和した基準による訪問型サービス**（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士、訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護、**緩和した基準による訪問型サービス**（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の指定事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 あおばケアサービス 訪問介護
- 二 所在地 神奈川県川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201 号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- 二 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、**緩和した基準による訪問型サービス計画書**（以下、「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。

三 訪問介護員等
訪問介護員等の員数

	常勤（人）	非常勤（人）
専従	2人	2人
兼務	1人	0人

訪問介護員等は訪問介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする。

2 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

一 サービス提供日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日もサービス提供する。

二 サービス提供時間 : 午前8時から午後6時までとする。

3 前2項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じる。

（利用料等）

第6条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は川崎市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とし、詳細は料金表のとおりとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、別途実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり20円

3 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

4 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（訪問介護等の内容及び提供方法）

第7条 訪問介護等の内容は次のとおりとする。

一 身体介護

二 生活援助

2 訪問介護等の提供方法は、次の通りとする。

一 事業所は、訪問介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

二 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成する。

三 前号の訪問介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問介護計画等を作成する。

四 サービス提供責任者は訪問介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。

五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の訪問介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫又はファイルサーバーに整理して保管する。
- 九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画等の変更を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高津区、多摩区とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 訪問介護員等は訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

- 第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応と防止策)

- 第11条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、防止策及び必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 事故が発生した場合、原因を分析し、再発防止策を検討し、職員に周知する。
- 例：手順の変更、環境の変更、その他の対応、

(身体的拘束等)

- 第12条 事業所は、訪問介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
 - 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
 - 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(虐待の防止)

第 13 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第 14 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための勉強会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果を周知徹底する。
- 2 事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ契約書にて得るものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の研修等)

第 17 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。尚、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内（採用時には、感染症研修を別途行う）
- ② 継続研修 年 12 回 ③個人研修

(第三者評価)

第 18 条 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施無し
-------	------

(その他)

第 19 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 野いちごと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

- 2 事業所は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

附則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から実施する。

あおばケアサービス 訪問介護 訪問介護 料金表

令和7年9月1日現在

1 訪問介護の介護報酬に係る費用

2 級地 11.12 円

訪問介護費（1回につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
身体介護が中心である場合					
（1）所要時間20分未満の場合	163	182	363	544	
（2）所要時間20分以上30分未満の場合	244	272	543	814	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	387	431	861	1,291	
（4）所要時間1時間以上の場合	567	631	1,261	1,892	
（4）に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごと	82	92	183	274	
生活援助が中心である場合					
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	179	199	398	597	
（2）所要時間45分以上の場合	220	245	490	734	
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合（所要時間20分から計算して25分を増すごとに）195単位を限度とする。	65	73	145	217	
緊急時訪問介護加算	100	112	223	334	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき
2人の訪問介護員等による訪問介護を行った場合	所定単位数×200/100				
早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合					
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				

特定事業所加算（1月につき）

特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の100分の10

介護職員等処遇改善加算（1月につき）

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）※3 $(\text{介護報酬総単位数}^{\text{※1}} \times 22.4\%)^{\text{※2}} \times 11.12$

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（高津区・多摩区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 20円

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用した場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

あおばケアサービス 訪問介護 料金表

令和7年9月1日現在

2 川崎市緩和した基準による訪問型サービスの介護報酬に係る費用

2級地 11.12 円

緩和した基準による訪問型サービス（1週につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
1週60分以下（週1回程度）	293	326	652	978	
1週60分超 120分以下（週2回程度）	585	651	1,301	1,952	
1週120分超（週2回を超える場合）	928	1,032	2,064	3,096	
初回加算	200	223	445	668	1月につき

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

3 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（高津区・多摩区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。 なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 20円

4 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。